

平成 22 年 6 月 2 日

各位

会 社 名 キャンシステム株式会社
代表者の役職名 代表取締役社長 工藤嘉高
問 合 せ 先 取締役総務部長 八代 誠
T E L 0 3 - 5 3 9 7 - 3 3 3 9

総務省が公表した「有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム調査報告書」について

平成 22 年 6 月 1 日、総務省は「有線音楽放送事業の正常化に関する検討チーム調査報告書」(以下、調査報告書という。)を公表し、これが一部マスコミ等でも報道されました。

調査報告書では、当社は過去においても一貫して正常化への意思を示しており、総務省の指導を受けて関係者との協議を前向きに進めていること、そして総務省に対して定期的な報告を行っていたことが報告されています。

しかしながら、平成 15 年に株式会社 USEN が当社の正常化阻止を目的として行った当社社員の大量引き抜きと不法な顧客奪取により、当社は財務、人材、その他に甚大な損害を蒙り、正常化の歩みも停止せざるを得ない状況となりました。

当社にとりましてこの事件の打撃は極めて大きいものでしたが、幸いにも当社をご支援賜る多くのお客様と関係各位様のお蔭をもちまして事業を建て直すことができ、正常化につきましても再び取り組める運びとなりました。

尚、このような状況に至った経緯につきましては、当社オフィシャルサイト更新情報の平成 22 年 2 月 18 日にある「2010 年 2 月 17 日の一部報道について」において報告させて頂いているとおりですが、根源となった株式会社 USEN 社の企業姿勢や所業が今回の調査報告書に記されており事実関係は合致しております。

また、今般の調査報告書に「業務停止命令等による厳正な対応」とありますが、これは当社が業務停止命令を受ける状況にあるということではございません。

業務停止命令は法令違反等の悪質な行為により、行政処分が下されることはあらゆる事業者にあると言えますが、法律や規則、社会規範等に背くことなく事業活動を行う限りにおいては全く無縁のものです。当社は正常化につきましても、過去もそうでありましたように今後も真摯に取り組んで参りますので、業務停止処分を受けるなど放送サービスの継続性に対する疑義は全くございません。

更には、国会議員の関与があったかのような報道につきましても、この調査報告書には当社と関係する国会議員が、当社の正常化に対する行政判断に影響を及ぼすような行為を行ったことは無いことが報告されております。

当社は現在、総務省および「有線音楽放送正常化中央連絡協議会」のご指導のもと、定められた期限を目標とした正常化計画を推進しているところでございます。

以上